

10月1日から新しい保険証に

問い合わせ 市民課国保年金係 ☎内線3134

現在使用中の保険証は、9月30日(土)まで有効です。
新しい保険証は、9月下旬までに世帯主へ郵送します。
郵送を希望しない場合は、市役所窓口で交付しますので、9月8日(金)までにご連絡ください。

国保税を納めていない人には、納税相談を行った上で保険証をお渡しする場合があります。

特別な事情もなく長期にわたり国保税を滞納している場合は、短期被保険者証、または資格証明書を交付します。
短期被保険者証は、一般の保険証と同じ効力ですが、通常1年間の有効期間が6カ月間になります。

資格証明書は、国民健康保険の被保険者であることの証明書ですが、医療機関を受診した際は窓口で医療費を一旦10割支払う必要があります。

臓器提供意思表示と保護シール

保険証の裏面は臓器提供についての意思を記載できるようになっています。希望する人には、記入した情報を保護するシールを国保年金係窓口で配布しています。

国民健康保険被保険者証	有効期限 平成 30年 9月 30日	記号 沼 番号 □□□□□□□□
氏名	小松 姫(見本)	
生年月日	昭和 △△年 △△月 △△日	性別 女
資格取得年月日	平成 △△年 △△月 △△日	
世帯主名	小松 姫	
住所	群馬県沼田市西倉内町594番地 沼田城内	
交付年月日	平成 29年 10月 1日	
保険者番号	保険者名 沼田市	沼田市印
1100065	群馬県沼田市西倉内町780番地 電話 (0278)23-2111	

表1 平成28年度国保加入者の異動状況 (単位:人)

加入					
転入	社保離脱	出生	その他	計	
354	1,462	41	87	1,944	
離脱					
転出	社保加入	死亡	後期加入	その他	計
329	1,738	86	568	122	2,843

本市でも、就職や退職による国保と被用者保険の間の異動が最も多くなっています。また、年齢が75歳に到達して国保から後期高齢者医療保険に加入する人も年間500人以上となっています(表1)。

このように、国保や後期高齢者医療保険は、被用者保険とともに私たちの生涯をカバーする医療保険であり、将来も安心して医療を受けられるよう制度を維持していくことが大切です。

保険証を忘れずに
医療機関を受診したときは、

かかった医療費の一定割合を法定給付として医療保険が負担し、受診した本人は、残りの医療費を一部負担金として窓口で支払っています。受診の際は、必ず加入している医療保険の保険証を提示してください。

就職や転職などの際は医療保険も切り替え手続きが必要です。手続きをせずに以前の保険証を使用すると医療機関を受診した場合は、各医療機関が負担した医療費を返還していただくことがありますので、速やかに届け出をして新しい保険証の交付を受けてください。

これまで25年以上とされてきた老齢年金を受給するための資格期間が10年以上に変更されました。国民年金、厚生年金・共済組合など全ての加入期間を合計した保険料納付済期間と国民年金の保険料免除期間などを合算した期間が、10年以上あれば老齢年金を受け取れます。

新たな制度で資格が発生する65歳以上の人には、日本年金機構から「短縮」と赤字で印字された黄色の封筒で「年金請求書」が送られています。お手元に届いている場合は、早目に手続きをしてください。

8月2日以降に65歳になる人には、65歳に達する日の3カ月前に日本年金機構から緑色の封筒で「年金請求書」が送られてきます。

また、資格期間が10年に満たない人でも、国民年金の任意加入や保険料の後納制度を利用したり、合算対象期間(カラ期間)の記録整理などによって、年金の受給資格を得ることができる

① 昭和61年3月以前に、厚生年金保険や共済組合に加入している人の配偶者だった期間
② 平成3年3月以前に、学生だった期間
③ 海外に住んでいた期間
④ 脱退手当金の支給対象となった期間

法定給付と窓口一部負担金

区分	法定給付	一部負担金
義務教育就学前	8割	2割
就学後～70歳未満	7割	3割
70歳以上 75歳未満	現役並所得者※1	7割
	上記以外※2	8割
75歳以上 後期高齢	現役並所得者※1	7割
	上記以外	9割

※1 現役並所得とは、課税所得が145万円(被用者保険では報酬月額が28万円)以上で、かつ収入が複数世帯で520万円以上、単身世帯で383万円以上の場合です
※2 誕生日が昭和19年4月1日以前の人は9割給付で1割の負担

「国民皆保険制度」。ちょっと聞き慣れない言葉ですが、国民の誰もが何らかの公的医療保険に加入する仕組みのことです。

この制度により、加入する医療保険の種類にかかわらず、全国どこでも医療機関でも窓口で被保険者証(保険証)を提示することで、同一の一部負担金で等しく医療を受けることができます。

国民健康保険法では、国民健康保険(国保)は、市町村ごとにその区域内の住民全てを加入の対象として運営することとされ、被用者保険など他の医療保険に加入している人は対象から除外

高年齢者の医療保険
高齢社会の進展に伴う医療費の増加を受け、平成20年に医療制度が見直され「高齢者の医療の確保に関する法律」が制定されました。それ以前は、医療保険ごとに医療費支出が大きい高齢者を現役世代が支えていたが、新しい制度では65歳から74歳までの人(前期高齢者)の医療費を国保や被用者保険の加入

医療保険の加入状況
本市の年齢別の医療保険の加入状況を見ると、60歳未満の人では約23%が国保に、残りの約77%が被用者保険に加入している

また、新たに75歳以上の人(後期高齢者)を対象とする後期高齢者医療保険制度が創設され、都道府県を単位とする広域連合が運営主体となり、社会全体で後期高齢者の医療を支える仕組みとなっています。

医療保険間の異動
国民皆保険の下では、加入者の年齢や就労状況に応じて加入する医療保険が変わります。

しかし、定年退職などで被用者保険を離脱した人が国保に加入するため、国保の加入割合は60歳前後から次第に高くなり、70歳から74歳まででは80%を超える人が国保に加入しています。また、75歳を境として、ほぼ全ての人が後期高齢者医療に加入することになります。



シリーズ国保②

安心の医療を支える国民皆保険制度

医療保険の中心を担う 国保と後期高齢者医療

誰かが安心して医療を受けることができる国民皆保険は、日本の医療を支える基礎的な枠組みとなる制度です。その中で国民健康保険と後期高齢者医療保険は、被用者保険とともに大きな役割を果たしています。

国民皆保険とは
「国民皆保険制度」。ちょっと聞き慣れない言葉ですが、国民の誰もが何らかの公的医療保険に加入する仕組みのことです。

この制度により、加入する医療保険の種類にかかわらず、全国どこでも医療機関でも窓口で被保険者証(保険証)を提示することで、同一の一部負担金で等しく医療を受けることができます。

国民健康保険法では、国民健康保険(国保)は、市町村ごとにその区域内の住民全てを加入の対象として運営することとされ、被用者保険など他の医療保険に加入している人は対象から除外

高年齢者の医療保険
高齢社会の進展に伴う医療費の増加を受け、平成20年に医療制度が見直され「高齢者の医療の確保に関する法律」が制定されました。それ以前は、医療保険ごとに医療費支出が大きい高齢者を現役世代が支えていたが、新しい制度では65歳から74歳までの人(前期高齢者)の医療費を国保や被用者保険の加入

